

リサイクルステーション

- ◇とき 2月1日(日) 午前9時～11時(時間厳守)(時間外のものは、お受け取りできません)
- ◇ところ 市役所駐車場(雨天の場合、市役所正面玄関前にて実施します)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります。
- ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ(雑誌類とチラシは分けてお持ちください) ④ダンボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていれば取り除く。金・銀ぱくでコーティングされたものは、可燃物に出してください) ⑥牛乳パック(きれいに洗い、切り開いてお持ちください。内側にアルミはくがついているものは回収しません) ⑦使用済み食用油(事業所などは、酒井商店(可児市鳩吹台)TEL65-3211へご相談ください) ⑧古着(冬物衣料品、布団、毛布などは回収しません)

※古着は、東南アジアへ衣料品として輸出(冬物以外)や工場のぞうきんとして利用(綿素材のもの)または、綿の材料とされているため、回収するものを限らせていただきます。

※各自で必ず分別してきてください。

※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください。

【最終受付期限】 9月6日

09008003XXXX

【担当者直通】

(株)〇〇〇債権回収センター

わせていただきます。

ご自宅不在の場合調査を行い会社の方

に伺い給料差し押さえ手続きを行

わせていただきます。

ご自宅に直接回収に伺います。なお、

志がないものとみなし担当回収員が

ないお客様に関してはお支払いの意

志がないものとみなし担当回収員が

ご自宅に直接回収に伺います。なお、

最終通告書

◇不当な請求書に
記載されていた文言

「不当請求」 より巧妙で脅迫的 になっています

窓口は…

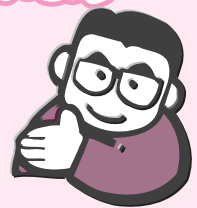
消費生活相談情報

中濃地域振興局振興課

電話 0574-25-3111

岐阜県消費生活センター

電話 058-265-0999



消費者への

アドバイス

不当請求相談件数は前年に比べ岐阜県内で5倍、中濃地区では7倍に激増しています。(平成15年8月末現在) 万が一、身に覚えのない請求を受けた場合は、次のことに気を付けましょう。

- ①こちらから一切連絡をとらないようにしましょう。
債務を確認するためでも、こちらから連絡することによって電話番号が相手に知られてしまいます。また、知られた情報を使った請求や嫌がらせを受ける恐れがあります。住所や電話番号、勤務先などの個人情報を知られないようにしましょう。業者から連絡があった場合、余分な会話は必要ありません。「利用していないので支払いません」とハッキリ言きましょう。
- ②絶対にお金を支払わないようにしましょう。
一度支払った消費者には「ちょっと脅せばすぐ払う人物」として、違う業者名で何度も請求してくる場合があります。また、一度支払ったお金を取り戻すのは非常に困難です。
- ③法務大臣が許可した債権回収会社でなければ、債権管理回収業を営むことができません。
従って、連絡先が携帯電話の番号や、銀行などの口座名義人が個人名となっていることはあり得ません。また、債権譲渡の場合には、前もって情報提供者から債務者へ債権を譲渡するとの通知があります。最近では、許可業者や大手のサラ金と似た名前を付けている悪質な業者もあります。法務大臣の許可した債権回収会社であるかどうかは、法務省のホームページ(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUSE1/chousa19.html>)で確認することができます。
- ④身に覚えのない不当請求で、実際自宅や職場に取り立てに来たという事例は1件も寄せられていません。